

## 多面的機能支払の実施に関する基本方針(要綱基本方針)

### 1. 取組の推進に関する基本的考え方

千葉県では、過疎化・高齢化・混住化等に伴う集落機能の低下により、農地・農業用水等の資源の保全管理が困難となっている状況や農村の自然環境や景観の保全・形成等の多面的機能への県民の要請を踏まえ、「次世代への飛躍 輝け！ちば元気プラン(平成29年10月12日決定)」において、耕作放棄地の増加や野生鳥獣による農作物等への被害増加といった地域の課題や、農道や農業水利施設等の適切な保全管理について、地域の農業者や地域住民等ができるだけ多様な主体の参画が得られるよう取り組むとともに、美しい景観が保全された、住民が快適に過ごせる豊かな農山漁村の実現を図ることとしている。

このため、農業・農村の有する多面的機能の維持・発揮を図るため地域の共同活動に係る支援を行い、地域資源の適切な保全管理を推進することにより、農業・農村の有する多面的機能が今後とも適切に維持・発揮されるようにするとともに、地域農業の将来像を住民自らが構想し、農業の担い手の育成確保を含むこれらの構想実現に向けた取組みを実行する組織の育成を行い、担い手農家への農地集積という構造改革を後押しするものである。

### 2. 農地維持支払交付金に関する事項

#### (1) 地域活動指針の策定及び同指針に基づき定める要件の設定

##### ① 地域活動指針策定における基本的考え方

多面的機能支払交付金実施要領別記1-2の活動指針を基礎として、「次世代への飛躍 輝け！ちば元気プラン」に基づき、耕作放棄地の増加や野生鳥獣による農作物等への被害増加といった地域の課題や、農道や農業水利施設等の適切な保全管理について、地域の農業者や地域住民等のできるだけ多様な主体の参画が得られるよう取り組むとともに、美しい景観が保全された、住民が快適に過ごせる豊かな農山村の実現を図る取組みを支援する。

##### ② 地域活動指針に基づき定める要件設定の基本的考え方

###### ア. 地域資源の基礎的保全活動

地域活動指針の「(1) 地域資源の基礎的な保全活動」のすべての活動項目を実施する。

ただし、点検の結果、活動の必要が無いと判断された活動項目については、点検結果の記録をもって、その活動項目の実施に準じて取り扱うこととし、活動の対象となる施設が存在しない活動項目は、これを除外する。

###### イ. 地域資源の適切な保全管理のための推進活動

地域活動指針の「(2) 地域資源の適切な保全管理のための推進活動」の活動項目を実施する。

##### ③ 国が定める活動指針及び活動要件に追加する事項等

###### ア. 地域資源の基礎的保全活動

| 区分    | 取組内容の追加   |
|-------|---|
| 構成項目  | 点検・計画策定   |
| 対象施設等 | 農用地   |
| 活動項目  | 点検  |
| 取組    | 遊休農地等の発生状況の把握   |
| 取組内容  | 活動計画書に位置付けたすべての農用地について、遊休農地等の発生状況と原因（・営農上の一時休耕・高齢化による耕作断念・条件不良による耕作断念・野生鳥獣による耕作断念・雑草繁茂による耕作断念・不在地主・その他具体的な原因）を把握すること。 |

|            |   |
|------------|---|
| 活動要件       | —   |
| <b>区 分</b> | <b>取組内容の追加</b>  |
| 構成項目       | 実践活動  |
| 対象施設等      | 農用地   |
| 活動項目       | 遊休農地発生防止のための保全管理等   |
| 取 組        | 遊休農地発生防止のための保全管理  |
| 取組内容       | 農地の草刈り、野芝焼き等で害虫駆除を適正に行い、耕作可能な状態に農用地を保全管理すること。<br>なお、既遊休農地については、活動期間内に遊休農地を解消すること。<br>野芝焼きについては、それが可能な地域において市町村役場や地域の消防署等の機関の指導に従い実施すること。  |
| 活動要件       | —   |
| <b>区 分</b> | <b>取組の追加 取組内容の追加</b>  |
| 構成項目       | 実践活動  |
| 対象施設等      | 農用地   |
| 活動項目       | 畦畔・農用地法面・防風林等の草刈り   |
| 取 組        | 畦畔・農用地法面等の草刈り等  |
| 取組内容       | ほ場内の作業性の確保、病虫害発生低減等のために、活動計画書に位置付けた畦畔・農用地法面やその周辺部の草刈り、除草、野芝焼き等を行い、農業生産への障害が生じないようにすること。<br>この際には、草刈り又は除草活動後の草を適正に処理し、刈り取った場所に放置しないこと、又は、その場に存置する場合にあっては、農業生産・生活環境への支障が生じないようにすること。<br>野芝焼きについては、それが可能な地域において市町村役場や地域の消防署等の機関の指導に従い実施すること。 |
| 活動要件       | —   |
| <b>区 分</b> | <b>取組の追加 取組内容の追加</b>  |
| 構成項目       | 実践活動  |
| 対象施設等      | 農用地   |
| 活動項目       | 施設の適正管理   |
| 取 組        | 鳥獣害防護柵等の適正管理  |
| 取組内容       | 鳥獣被害防止のための防護柵等（併設される檻やわな及び鳥獣害防止のために設けた緩衝地帯を含む）の下草刈りや簡易補修等による適正な管理を行うこと。   |
| 活動要件       | —   |
| <b>区 分</b> | <b>取組の追加 取組内容の追加</b>  |
| 構成項目       | 実践活動  |
| 対象施設等      | 水路  |
| 活動項目       | 水路の草刈り  |
| 取 組        | 水路の草刈り等   |
| 取組内容       | 通水機能の維持、病虫害発生低減等のために、活動計画書に位置付けた水路やその周辺部の草刈り又は除草を行い、通水機能等に障害が生じないようにすること。<br>また、落葉、枯れ枝等による通水機能障害を防止するために、水路周辺林地の下草刈り・枝払いを適切に行うこと。<br>この際には、草刈り又は除草活動後の草並びに除去した枝などを適正に処理し、刈り取った場所に放置しないこと、又は、その場に存置する場合にあっては、農業生産・生活環境への支障が生じないようにす        |

|           |   |
|-----------|---|
|           | ること。  |
| 活動要件      | —   |
| <b>区分</b> | <b>取組の追加 取組内容の追加</b>  |
| 構成項目      | 実践活動  |
| 対象施設等     | 水路  |
| 活動項目      | 施設の適正管理   |
| 取組        | 水路施設の巡視・管理  |
| 取組内容      | 地域の配水計画に基づいた水路施設の巡視・管理を行うこと。  |
| 活動要件      | —   |
| <b>区分</b> | <b>取組の追加 取組内容の追加</b>  |
| 構成項目      | 実践活動  |
| 対象施設等     | 農道  |
| 活動項目      | 路肩・法面の草刈り   |
| 取組        | 路肩・法面の草刈り等  |
| 取組内容      | 活動計画書に位置付けた農道の路肩・法面やその周辺部の草刈り、除草又は枝払いを行い、通行及び農業生産に障害が生じないようにすること。<br>また、木の枝や竹等による通行及び農業生産に障害が生じないように、農道周辺林地の木や竹の成長に合わせた適切な枝払いや竹の除去を行うこと。<br>この際には、草刈り又は除草活動後の草並びに除去した枝や竹などを適正に処理し、刈り取った場所に放置しないこと、又は、その場に存置する場合にあっては、農業生産・生活環境への支障が生じないようにすること。 |
| 活動要件      | —   |
| <b>区分</b> | <b>取組の追加 取組内容の追加</b>  |
| 構成項目      | 実践活動  |
| 対象施設等     | ため池   |
| 活動項目      | ため池の草刈り   |
| 取組        | ため池の草刈り等  |
| 取組内容      | 活動計画書に位置付けたため池やその周辺部の草刈り又は除草を行い、ため池の機能等に障害が生じないようにすること。<br>また、落葉、枯れ枝等によりため池の機能等に障害が生じないように、ため池周辺林地の下草刈り・枝払いを適切に行うこと。<br>この際には、草刈り又は除草活動後の草並びに除去した枝等を適正に処理し、刈り取った場所に放置しないこと、又は、その場に存置する場合にあっては、ため池の機能及び農業生産・生活環境への支障が生じないようにすること。                |
| 活動要件      | —   |
| <b>区分</b> | <b>取組の追加</b>  |
| 構成項目      | 実践活動  |
| 対象施設等     | ため池   |
| 活動項目      | 付帯施設の適正管理   |
| 取組        | 水路施設の巡視・管理  |
| 取組内容      | 地域の配水計画に基づいた水路施設の巡視・管理を行うこと。  |
| 活動要件      | —   |
| <b>区分</b> | <b>取組内容の追加</b>  |

|       |   |
|-------|---|
| 構成項目  | 実践活動  |
| 対象施設等 | ため池   |
| 活動項目  | 付帯施設の適正管理   |
| 取組    | 遮光施設の適正管理   |
| 取組内容  | アオコによる通水障害やかんがい施設の損傷を防止するために設置している遮光施設の簡易補修等の対策を行うこと、又は、新たに遮光施設を設置し、適正な管理を行うこと。 |
| 活動要件  | －   |

イ. 地域資源の適切な保安全管理のための推進活動

追加事項なし

④ 農地維持支払交付金に関する地域活動指針及び同指針に基づき定める要件（別紙1）

千葉県農地維持支払交付金に関する地域活動指針及び同指針に基づき定める要件は、別紙1のとおりとする。

(2) 交付単価

① 基本的考え方

千葉県の農地維持支払交付金の交付単価は、国が多面的機能支払交付金実施要綱で示す基礎単価とする。

また、多面的機能支払交付金実施要綱で定める小規模集落支援に係る加算単価は、下記のとおりとする。ただし、1小規模集落当たりの交付額は20万円（うち国の助成10万円）／年を上限とし、1対象組織当たりの交付額は40万円（うち国の助成20万円）／年を上限とする。

② 農地維持支払交付金の交付単価

| 適用   | 地目 | 農地維持支払交付金の<br>10アール当たりの交付単価 | 左記のうち国の助成 |
|------|----|-----------------------------|-----------|
| 基本単価 | 田  | 3,000円                      | 1,500円    |
|      | 畑  | 2,000円                      | 1,000円    |
|      | 草地 | 250円                        | 125円      |
| 加算単価 | 田  | 1,000円                      | 500円      |
|      | 畑  | 600円                        | 300円      |
|      | 草地 | 80円                         | 40円       |

※国の農地維持支払交付金と一体的に千葉県が交付する各対象組織ごとの面積に応じた農地維持支払交付金の額に1円未満の端数が生じる場合は、これを切り捨てることとする。

(3) 交付金の算定の対象とする農用地

農地維持支払交付金の算定の対象は、農地維持支払により管理される水路・農道等施設と一体となって効果的に保全が図られる区域に存する一団の農用地（農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第3条第1号に規定する農用地であって、同法第8条第2項第1号に規定する農用地区域内に存在するもの）とする。

(4) その他必要な事項

追加事項なし

3. 資源向上支払交付金（地域資源の質的向上を図る共同活動）に関する事項

(1) 地域活動指針の策定、同指針に基づき定める要件の設定、交付単価等

① 地域活動指針策定における基本的考え方

多面的機能支払交付金実施要領別記1-2の活動指針を基礎として、「次世代への飛躍 輝け！ちば元気プラン」に基づき、耕作放棄地の増加や野生鳥獣による農作物等への被害増加といった地域の課題や、農道や農業水利施設等の適切な保安全管理について、地域の農業者や地域住民等のできるだけ多様な主体の参画が得られるよう取り組むとともに、美しい景観が保全された、住民が快適に過ごせる豊かな農山村の実現を図る取組みを支援する。

② 地域活動指針に基づき定める要件設定の基本的考え方

ア. 施設の軽微な補修

地域活動指針の「(1) 施設の軽微な補修」のすべての活動項目を実施する。

ただし、機能診断の結果、活動の必要が無いと判断された活動項目については、機能診断結果の記録をもって、その活動項目の実施に準じて取り扱うこととし、活動の対象となる施設が存在しない活動項目は、これを除外する。

イ. 農村環境保全活動

地域活動指針の「(2) 農村環境保全活動」の活動項目のうち、取り組むテーマを1以上定めた上で、そのテーマに該当する計画策定、啓発・普及及び実践活動のそれぞれの取り組みを1以上実施する。

ウ. 多面的機能の増進を図る活動

地域活動指針の「(3) 多面的機能の増進を図る活動」の活動項目を実施する。

③ 国が定める活動指針及び活動要件に追加する事項等

ア. 施設の軽微な補修

| 区分    | 取組内容の追加   |
|-------|---|
| 構成項目  | 機能診断・計画策定   |
| 対象施設等 | —   |
| 活動項目  | 機能診断  |
| 取組    | 施設の機能診断   |
| 取組内容  | 活動計画書に位置付けたすべての施設の劣化状況等を早期に発見し、「実践活動」に位置付けた予防保全活動を適期に実施できるように畦畔、農用地法面、鳥獣害防護柵等（併設される檻やわな及び鳥獣害防止のために設けた緩衝地帯を含む）、防風ネット等の状況確認を行うこと。 |
| 活動要件  | —   |
| 区分    | 取組の追加 取組内容の追加   |
| 構成項目  | 研修  |
| 対象施設等 | —   |
| 活動項目  | 機能診断・補修技術等の研修   |
| 取組    | 遊休農地の発生防止・解消のための技術に関する研修  |
| 取組内容  | 遊休農地の適切な除草管理、遊休農地を復旧する方法等の活動組織の技術向上対策を行うこと。   |
| 活動要件  | —   |

| 区 分   | 取組の追加 取組内容の追加  |
|-------|--|
| 構成項目  | 研修   |
| 対象施設等 | —  |
| 活動項目  | 機能診断・補修技術等の研修  |
| 取 組   | 野生鳥獣による農業生産への障害を防止するための技術に関する研修                                  |
| 取組内容  | 野生鳥獣による農業生産への障害が生じないようにするため、緩衝地帯等の設置方法や鳥獣害防護柵等の維持管理の技術向上対策を行うこと。 |
| 活動要件  | —  |

#### イ. 農村環境保全活動

| 区 分     | 取組内容の変更  |
|---------|--|
| 活動指針の構成 | 実践活動   |
| テーマ     | 景観形成・生活環境保全  |
| 取 組     | 景観形成のための施設への植栽等  |
| 取組内容    | 農用地（畦畔含む）、水路、ため池、農道（路肩含む）を活用して景観を良くするために、花壇、植生土のうの設置や景観植物の植栽を行うとともに、ゴミの除去等による適正な維持管理を行うこと。<br>なお、植栽等にあたっては、必要に応じて有識者の指導・助言を得るなど、地域の生態系への影響に留意すること。 |
| 活動要件    | —  |
| 区 分     | 取組内容の変更  |
| 活動指針の構成 | 実践活動   |
| テーマ     | 景観形成・生活環境保全  |
| 取 組     | 農用地等を活用した景観形成活動  |
| 取組内容    | 農用地等の資源が活用されて形成される良好な景観を維持、改善するため、農用地周辺の屋敷林の適正管理、里山林の下草刈りや枝払い等の適正管理、廃屋の撤去又は周辺景観に配慮した利活用、複数の施設の壁の同系色化等の活動を実施し、景観形成を図ること。                            |
| 活動要件    | —  |

#### ウ. 多面的機能の増進を図る活動

追加事項なし

#### ④ 地域活動指針及び同指針に基づき定める要件（別紙2）

千葉県資源向上支払交付金（地域資源の質的向上を図る共同活動）に関する地域活動指針及び同指針に基づき定める要件は、別紙2のとおりとする。

#### (2) 交付単価

##### ①基本的考え方

千葉県資源向上支払交付金（地域資源の質的向上を図る共同活動）の交付単価は、国が多面的機能支払交付金実施要綱で示す基礎単価とする。

また、資源向上支払交付金（地域の質的向上を図る共同活動）の交付単価については、農地・水環境保全向上対策実施要綱（平成19年3月30日付け18農振第1777号農林水産事務次官依命通知。以下、「交付金旧要綱」という。）、農地・水保全管理支払交付金実施要綱（平成23年4月1日付け22農振第2661号農林水産事務次官依命通知。以下、「交付金旧23要綱」という。）、農地・水保全管理支払交付金実施要綱（平成24年4月6日付け23農振第2342号農林

水産事務次官依命通知。以下、「交付金旧 24 要綱」という。)、又は多面的機能支払交付金実施要綱(平成 26 年 4 月 1 日付け 25 農振第 2254 号農林水産事務次官依命通知。)に基づいて、地域共同による農地・農業用水等の資源の質的向上活動が定着してきたことを踏まえ、継続地区(交付金旧要綱、交付金旧 23 要綱、交付金旧 24 要綱により共同活動を 5 年間以上実施した地域又は資源向上活動(地域の質的向上を図る共同活動)(以下、「資源向上(共同)」という。)の実施期間が 5 年未満で資源向上活動(施設の長寿命化のための活動)(以下、「資源向上(長寿命化)」という。)に取り組む地域については、基本単価の 7.5 割とする。

また、多面的機能の増進を図る活動に取り組まない場合は、当該支払の交付単価に 5/6 を乗じた額を交付単価とする。

## ②資源向上支払交付金(地域資源の質的向上を図る共同活動)の交付単価

| 適用  | 地目 | 資源向上支払交付金(地域資源の質的向上を図る共同活動)の 10 アール当たりの交付単価 | 左記のうち国の助成 |
|---|----|---|-----------|
| 基本単価(交付金旧 24 要綱等の共同活動や資源向上(共同)を実施して 5 ヶ年経過していない対象農用地)       | 田  | 2,400 円                                     | 1,200 円   |
|   | 畑  | 1,440 円                                     | 720 円     |
|   | 草地 | 240 円                                       | 120 円     |
| 継続地区の交付単価(共同活動や資源向上(共同)を 5 年間以上実施した対象農用地及び資源向上(長寿命化)の対象農用地) | 田  | 1,800 円                                     | 900 円     |
|   | 畑  | 1,080 円                                     | 540 円     |
|   | 草地 | 180 円                                       | 90 円      |

※国の資源向上支払交付金(地域資源の質的向上を図る共同活動)と一体的に千葉県が交付する各対象組織の面積に応じた資源向上支払交付金(地域資源の質的向上を図る共同活動)の額に 1 円未満の端数が生じる場合は、これを切り捨てることとする。

### (3) その他必要な事項

追加事項なし

## 4. 資源向上支払交付金(施設の長寿命化のための活動)に関する事項

### (1) 地域活動指針に基づき定める対象施設や対象活動等

#### ① 基本的考え方

集落が管理する農地周りの水路、農道、ため池を対象施設とし、これら施設の長寿命化のための補修又は更新等を対象活動とする。

#### ② 地域の状況に応じて追加する農地に係る施設や対象活動

追加事項なし

#### ③ 対象施設・対象活動に関する指針(別紙 3)

千葉県の資源向上支払交付金(施設の長寿命化のための活動)の対象施設・対象活動に関する指針は、別紙 3 のとおりとする。

### (2) その他必要な事項

追加事項なし

## 5. 広域協定の規模

千葉県内においては、下記（１）に定める地域振興立法のいずれかの指定地域（以下、「指定地域」という。）が協定の対象となる区域に含まれている場合、下記（２）の条件による協定面積を下限値とする。また、協定に参加する集落が３集落以上ある場合も、広域活動組織を設立することができる。

### （１）地域振興立法

- ① 特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律（平成 5 年法律第 72 号）第 2 条第 4 項の規定に基づき公示された特定農山村地域
- ② 山村振興法（昭和 40 年法律第 64 号）第 7 条第 1 項の規定に基づき指定された振興山村地域
- ③ 過疎地域自立促進特別措置法（平成 12 年法律第 15 号）第 2 条第 1 項の規定に基づき公示された過疎地域（同法第 33 条第 1 項又は第 2 項の規定により過疎地域とみなされる区域を含む。）
- ④ 半島振興法（昭和 60 年法律第 63 号）第 2 条第 1 項の規定に基づき指定された半島振興対策実施地域

### （２）協定面積の下限値

| 条件                     | 協定面積の下限値（ha）    |
|------------------------|-----------------|
| 協定対象農用地が全て指定地域         | 50              |
| 協定対象農用地に指定地域が含まれている場合  | 200－指定地域面積（ha）※ |
| 協定対象農用地に指定地域が含まれていない場合 | 200             |

※協定面積の下限値（ha）は整数とし、少数以下は切り上げとする。

## 6. 地域の推進体制

### （１）基本的な考え方

本交付金による取組の推進にあたっては、県、市町村、農業者団体、集落等の緊密な連携により、実施することが必要であることから、本県では、千葉県、実施市町村、農業者団体等から構成する推進組織を地域の推進体制に位置付けることとする。

### （２）関係団体の役割分担

#### ① 千葉県

- ・農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律（平成 26 年法律第 78 号。以下「法」という。）に基づく基本方針を策定する。
- ・多面的機能支払実施要綱に基づく千葉県の多面的機能支払の実施に関する基本方針を策定する。
- ・本交付金の毎年度の実施状況の点検、対象組織の取組の評価等を行うため、第三者委員会を設置・運営する。
- ・市町村から提出された交付申請書等の審査を行う。審査結果を確認し、市町村長に対し、多面的機能支払交付金の交付額等の通知、交付金の交付を行う。
- ・毎年度、実施市町村及び推進組織と連携して対象組織への説明会又は研修会等を開催し、本交付金の実施に必要な事項を周知する。
- ・未実施市町村等に対して事業の推進を図る。

#### ② 実施市町村（別添：市町村一覧参照）

- ・法に基づく促進計画を策定する。
- ・対象組織の作成する事業計画を審査するとともに、審査を行うに当たり、対象組織に対し指導を行う。審査結果を確認し、事業計画を認定する。
- ・広域活動組織の作成する協定を審査するとともに、審査を行うに当たり、広域活動組織に対



し指導を行う。審査結果を確認し、広域協定を認定する。

- ・対象組織から提出された交付申請書等の審査を行う。審査結果を確認し、対象組織の代表に対し、多面的機能支払交付金の交付額等の通知、交付金の交付を行う。
- ・毎年度、県及び推進組織と連携して対象組織への説明会又は研修会等を開催し、本交付金の実施に必要な事項を周知する。
- ・対象組織に対し、適宜指導を行い、事業計画に位置づけられた活動等の適切な実施を図る。
- ・毎年度、本交付金の交付対象となる対象組織の多面的機能支払交付金による活動の実施状況を確認し、推進組織へ実施状況確認報告書を提出するとともに、実施状況を知事に報告等を行う。

### ③（推進組織）

- ・対象組織から市町村へ提出される事業計画等について、書類等の指導及び支援を行う。
- ・交付、申請等の市町村事務に係る支援。
- ・市町村が行う実施状況確認の支援及び県全体の取りまとめ
- ・毎年度、県及び実施市町村と連携して対象組織への説明会又は研修会等を開催し、本交付金の実施に必要な事項を周知する。
- ・対象組織に対し、適宜指導・助言を行い、事業計画に位置づけられた活動等の適切な実施を図る。
- ・本交付金の普及・推進を図るため、推進に関する手引き等を作成する。
- ・本交付金の実施に係る調査やアンケート等を実施し、報告等を行う。

### （3）市町村等への推進交付金の交付の方法

市町村への推進交付金については、国から千葉県に交付を受けた額のうち、市町村推進事業の実施に必要な経費を千葉県多面的機能支払交付金交付要綱に従い、千葉県から関係市町村に交付するものとする。

また、千葉県多面的機能推進協議会への推進交付金についても、国から千葉県に交付を受けた額のうち、推進組織推進事業の実施に必要な経費を千葉県多面的機能支払交付金交付要綱に従い、千葉県から推進組織に交付するものとする。

### 【参考添付資料】

（参考1）関係団体の役割分担表

（参考2）実施体制図

## (別添：市町村一覧)

| 番号  | 市町村名  | 番号  | 市町村名 |
|-----|-------|-----|------|
| 1   | 千葉市   | 3 2 | 睦沢町  |
| 2   | 習志野市  | 3 3 | 長生村  |
| 3   | 市原市   | 3 4 | 白子町  |
| 4   | 八千代市  | 3 5 | 長柄町  |
| 5   | 野田市   | 3 6 | 長南町  |
| 6   | 柏市    | 3 7 | 勝浦市  |
| 7   | 我孫子市  | 3 8 | いすみ市 |
| 8   | 成田市   | 3 9 | 大多喜町 |
| 9   | 佐倉市   | 4 0 | 御宿町  |
| 1 0 | 四街道市  | 4 1 | 館山市  |
| 1 1 | 印西市   | 4 2 | 鴨川市  |
| 1 2 | 富里市   | 4 3 | 南房総市 |
| 1 3 | 白井市   | 4 4 | 鋸南町  |
| 1 4 | 八街市   | 4 5 | 木更津市 |
| 1 5 | 酒々井町  | 4 6 | 君津市  |
| 1 6 | 栄町    | 4 7 | 富津市  |
| 1 7 | 香取市   | 4 8 | 袖ヶ浦市 |
| 1 8 | 神崎町   |     |      |
| 1 9 | 多古町   |     |      |
| 2 0 | 東庄町   |     |      |
| 2 1 | 銚子市   |     |      |
| 2 2 | 匝瑳市   |     |      |
| 2 3 | 旭市    |     |      |
| 2 4 | 東金市   |     |      |
| 2 5 | 山武市   |     |      |
| 2 6 | 大網白里市 |     |      |
| 2 7 | 九十九里町 |     |      |
| 2 8 | 横芝光町  |     |      |
| 2 9 | 芝山町   |     |      |
| 3 0 | 茂原市   |     |      |
| 3 1 | 一宮町   |     |      |

<参考1>

関係団体の役割分担表

| 事業内容                 | 実施主体 |       |      | 備考         |
|----------------------|------|-------|------|------------|
|                      | 千葉県  | 関係市町村 | 推進組織 |            |
| 多面的機能支払交付金           |      | ○     |      |            |
| 多面的機能支払推進交付金         |      |       |      |            |
| 1. 法基本方針の策定          | ○    |       |      |            |
| 2. 促進計画の策定           |      | ○     |      |            |
| 3. 第三者機関の設置、運営       | ○    |       |      |            |
| 4. 要綱基本方針の策定         | ○    |       |      |            |
| 5. (1) 事業計画の指導、審査    |      | ○     | ○    | 推進組織は市町村支援 |
| (2) 事業計画の認定          |      | ○     |      |            |
| 6. (1) 広域協定の指導、審査    |      | ○     | ○    | 推進組織は市町村支援 |
| (2) 広域協定の認定          |      | ○     |      |            |
| 7. (1) 実施状況確認        |      | ○     | ○    | 推進組織は市町村支援 |
| (2) 実施状況報告           |      | ○     |      |            |
| 8. 推進・指導             |      |       |      |            |
| (1) 活動組織等への説明会       | ○    | ○     | ○    |            |
| (2) 活動に関する指導、助言      | ○    | ○     | ○    |            |
| (3) 推進に関する手引きの作成     |      |       | ○    |            |
| (4) 活動組織を支援する組織への支援  | ○    |       |      |            |
| 9. (1) 審査、通知         | ○    | ○     |      |            |
| (2) 交付               | ○    | ○     |      |            |
| 10. その他推進事業の実施に必要な事項 |      |       |      |            |

実施体制図

